2024 年 7 月 11 日

株式会社 四国銀行

相続手続共通化への参加金融機関の追加

株式会社四国銀行（頭取 小林達司）は、2023 年 6 月 1 日より、株式会社高知銀行（頭取 海治勝彦）と「預金等の相続手続の共通化」に取り組んでおります。今般、この取組みに幡多信用金庫（理事長 渡邊毅）が参加することとなりましたので、お知らせいたします。

当行は、今後も地域金融機関と連携することによって、お客さまの利便性向上に資する取組みを進めてまいります。

※【ご参考】当行ニュースリリース「四国銀行と高知銀行による相続手続の共通化について」

記

1．本件の目的

高齢化社会の進展等により、預金等の相続手続の増加が予想されるなか、当行と高知銀行では「相続手続依頼書」の書式を共通化するなど、お客さまのご負担軽減に資する取組みを進めてまいりました。

このたび、幡多信用金庫がこの取組みに参加することによって、より多くのお客さまの利便性向上を図ります。

2．共通化の概要

（1）お客さまにご記入いただく「相続手続依頼書」の書式を共通化

（2）お客さまからご提出いただく書類を共通化

（注）本件は相続手続を共同で行うものではございません。したがいまして、書類等のご提出は金融機関ごとに必要となります。
また、被相続人さまのお取引内容によって、手続が一部相違する取扱いもございます。

3．幡多信用金庫の取扱開始日

2024 年 8 月 1 日（木）

以上